

動物衛生行政の諸施策に関する請願書

請願団体

アーク (ANIMAL REFUGE KANSAI)

大阪府豊能郡能勢町野間大原595

TEL (0727) 37-0712

言 明 原 因 趣 旨

大阪府では、年間数万頭にも及ぶ犬猫を捕獲または引き取り、動物管理指導所でその大部分を殺処分しています。ところが、人間に見捨てられた動物たちの悲劇はそれで終わらず、その中から数千頭の犬猫が、民間の皮革業者や動物実験施設に実験用動物として払い下げ（以下「払い下げ」）られています。

また、動物管理指導所における動物の収容状態は、他の自治体の施設に比べても狭く不衛生であり、動物の取り扱いも動物愛護の精神には程遠い状態です。同指導所の責務である負傷動物の治療や迷子のペットの保護などは、まるでされていません。

さらに大きな疑問としては、猫の収容室がなく、いつどのように処分されているのか、外部からはまったくわからないのが現状です。

元ペットの実験用動物転用禁止はEC諸国をはじめとした世界の潮流であり、日本の各自治体においても、神戸市が中止、東京都が2年後をめどに廃止、兵庫県が検討中など、払い下げを廃止する方向に向かっています。

また、奈良県をはじめとした幾つかの自治体では、殺処分数を極力減らそうと、市民への啓発や、いわゆる「里親探し」などに力を注がれ、動物を「ゴミ」として処分する方策から、人と共に共存する方策へと移行しつつあります。

よって、私たちは以下の項目を、地方自治法第124条により請願しますのでよろしくご審議下さい。

言 明 原 因 趣 旨

①以下のA～Eの通り、動物管理指導所の施設等の改善を速やかに行って下さい。

A. 収容施設は動物の種類・大きさ・状態を区分した房舎であること。

B. 自然光・外気を取り入れ、睡眠・食事・排泄に配慮したものであること。